

# 基山町農業委員会会議録

平成31年4月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第9号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第10号議案	農地法第4条及び第5条の規定による許可申請	1件
第11号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第12号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	19件
第13号議案	空家に付随した農地指定申請について	1件
報告第8号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第9号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第10号	農地法第5条第1項第6号による農地転用届出受理報告	1件
報告第11号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 12時00分

## 平成31年4月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成31年第4回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、4番委員と5番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第9号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案朗読

この件につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が27,959㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、基山中学校北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

11委員

譲渡人の農業廃止のため、所有権移転を申請されました。譲受人は手広く農業もされ問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第9号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案は、全員一致で許可します。

次に、第10号議案農地法第4条及び第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第10号議案朗読

この件につきましては、居宅に進入する道路が狭小なので自己所有の農地を進入道路に転用するものです。また、共有の進入路となりますので2分の1の所有権移転を申請するものです。場所は6区京の坪集落にある圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8番委員

居宅に進入するための道路の拡幅工事をされます。

6番委員

道路は町道ですか。

8番委員

共有の私道になります。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第10号議案について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案は、全員一致で認定します。

次に、第11号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第11号議案朗読

この件につきましては、農家住宅建設のために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、昨年の大雨による土砂災害で住んでいた家が大きな被害にあい現在借家住のため住宅建設の必要性に迫られ、畑986㎡に建設の計画をしておられます。転用後は住宅を121.83㎡に建設され、残りは農業倉庫及びその他駐車場等に利用される予定です。その他候補地についても検討がされましたが、田畑を守っていく為に、農作業に適している住み慣れた現住所から近いこの土地を、選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農用地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、6区京の坪集落にある圃場です。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

## 8番委員

周辺は住宅に囲まれています。問題ないと思われれます。

## 7番委員

以前に自分の農地に住宅建設の予定ではありませんでしたか。

## 事務局

住宅建設をする場所が変更になりました。以前の計画地は農振除外の手続きをしましたが、農地転用の手続きは行っていません。

## 議長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第11号議案について認定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議長

第11号議案は、全員一致で認定します。

次に、第12号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第12号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、4区の藤川集落にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 5番委員

相手方の要望でしたので、問題ないと思われれます。

#### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第12号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第12号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、若基小学校南側にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 8番委員

農業用機械もあり、問題ないと思われれます。

#### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第12号議案3番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。貸借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、2区公民館の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

利用権の設定を受ける方は、手広く農業をされていますので問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第12号議案4番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、4区藤川集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 3 番委員

問題ないと思われます。

### 4 番委員

利用権の設定を受ける方がなかなか見つかりませんでしたので、圃場の管理をしていく予定でしたが、今回、農業用機械を持っている方が借り受けることになりましたので、問題ないと思われます。

### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 4 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

### 議 長

第 1 2 号議案 4 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 2 号議案 5 番について、事務局から説明をお願いします。

### 事務局 第 1 2 号議案 5 番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。貸借料は 1 0 a 当たり水稻 2 5 kg です。場所は、2 区麦尾集落にある圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 1 番委員

借受人は手広く農業をされていますので、問題ないと思われます。

### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 5 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

**議 長**

第12号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第12号議案6番朗読**

この件につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。

期間は5年です。貸借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区夜水集落と東福寺集落にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

借受人は家族で耕作されますので、問題ないと思われます。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第12号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案7番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第12号議案7番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。

期間は5年です。貸借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区東福寺集落にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

借受人は家族で耕作されますので、問題ないと思われます。



**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第12号議案7番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案8番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第12号議案8番朗読**

この件につきましては、相手方の兼業による経営縮小により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、1区宮の前集落にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

借受人は野菜等を栽培されています。問題ないと思われます。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案8番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第12号議案8番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案9番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第12号議案9番朗読**

この件につきましては、相手方の高齢化により貸借権を設定するものです。期間は3年です。貸借料は10a当たり水稻25kgです。場所は、2区麦尾集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

借受人は農業用機械もあり、手広く農業をされていますので、問題ないと思われま

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案9番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案9番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第12号議案10番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。貸借料は10a当たり水稻25kgです。場所は、2区麦尾集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

借受人は農業用機械もあり手広く農業をされていますので、問題ないと思われま

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案10番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**議 長**

第12号議案10番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案11番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第12号議案11番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。貸借料は1筆10,000円です。場所は、2区別所集落にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**1番委員**

借受人は集落に家を購入され友人と家の近くの畑を耕作されます。借受人は農業の経験はありませんが、これから農業に取り組まれます。農機具についてもこれから購入予定です。農業委員として見守っていきたいと思います。

**9番委員**

日当たりがあまりよくないように思いますが、野菜の作付けはできますか。

**1番委員**

隣接の畑では野菜等を栽培されていますので、問題ないと思われます。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案11番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第12号議案11番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案12番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第12号議案12番朗読**

この件につきましては、相手方の高齢化により使用賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、4区下の原集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

キクイモを栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 1 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 2 号議案 1 2 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 2 号議案 1 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 1 2 号議案 1 3 番朗読

この件につきましては、相手方の病気等で労力不足により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、6 区丸林集落センターの西側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

農業用機械もあり、手広く農業をされていますので問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 1 3 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 2 号議案 1 3 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 2 号議案 1 4 番から 1 6 番については中間管理機構をとおされ賃

貸借権の設定をされます、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第12号議案14番から16番朗読

14番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。貸借料は10a当たり7,500円です。場所は、7区三川下三川上集落にある圃場です。

15番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。貸借料は10a当たり7,500円です。場所は、7区野口集落の南側の圃場です。

16番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。貸借料は10a当たり水稲30kgです。場所は、7区野口集落の南側にある圃場です。

今回、全て中間管理機構をとおされ賃貸借権を設定されます。

#### 議長

只今事務局から第12号議案14番から16番の説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 9番委員

借受予定人は家族で耕作され、農業機械もあり問題ないと思われれます。

#### 議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案14番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議長

第12号議案14番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案15番について、計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

**議 長**

第12号議案15番は、全員一致で決定します。次に、第12号議案16番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第12号議案16番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案17番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第12号議案17番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区黒岩集落にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**3番委員**

圃場でエミューを飼育すると聞きましたが詳しく教えてください。

**宮浦地区推進委員**

観光を目的にエミューを飼育すると聞いています。

**事務局**

現在は、観光用ではなく飼育用として飼っていますが、今回は観光用としてエミューを飼育されます。

**3番委員**

観光用であれば地元住民に説明をされましたか。

**5番委員**

圃場の近くの地元住民には確認が取れていると聞いています。観光用ですので地元で迷惑がかかるようであれば引き上げる予定です。

**3番委員**

エミューは農作物への影響や、臭いについては大丈夫ですか。

## 8 番委員

6 区集落にもエミューを飼育されていますが、農作物については問題があったとは聞いてはおりません。

## 5 番委員

地元の人に説明する段階で農業委員にも情報の提供をお願いします。

## 議 長

地域の方にも影響が及ばないように考えていると思います。また、飼育の内容については農業委員会で判断することではないと思います。

## 事務局

利用権設定を受ける段階で、農業委員さんの確認を得てから提出して頂くようにしたいと思います。

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 1 7 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第 1 2 号議案 1 7 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 2 号議案 1 8 番から 1 9 番は再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第 1 2 号議案 1 8 番から 1 9 番は再設定のため朗読省略

1 8 番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。貸借料は 1 0 a 当たり水稻 3 0 kg です。場所は、2 区本竿集落にある圃場です。

1 9 番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、1 区東福寺集落にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 2 番委員

手広く家族と一緒に農業をされていますので、問題ないと思われれます。

## 1 番委員

農業機械もあり、手広く農業をされていますので、問題ないと思われれます。

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 1 8 番から 1 9 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第 1 2 号議案 1 8 番から 1 9 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 3 号議案空家に付随した農地指定申請があったので指定の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第 1 3 号議案朗読

この件につきましては、基山町空家に付随した農地の別段面積取扱要綱第 5 条の規定に基づき申請がありました。場所は、4 区辻集落にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 4 番委員

宅地の奥にある農地です。問題ないと思われれます。

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 3 号議案について指定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第 1 3 号議案は、全員一致で決定します。

次に、報告第 8 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用について



届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第8号朗読**

この件につきましては、申請人が市街化区域内農地に駐車場として転用するものです。市街化区域内の案件のため、会長専決により平成31年3月5日付けで受理通知書を送付しております。場所は、5区千夫集落の中の圃場です。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### **6番委員**

駐車場になりますが、排水もあり問題ないと思われます。

#### **議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第8号を終わります。次に、報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第9号朗読**

この件につきましては、申請人の農地に事務所を建設するものです。平成31年3月20日付けで受理通知書を交付しております。場所は、2区田原集落内です。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### **1番委員**

排水については、水利組合の地権者や隣接農家の同意も得られており、問題ないと思われます。

#### **議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第9号を終わります。次に報告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 報告第10号朗読

この件につきましては、譲受人が市街化区域内農地に自己住宅建設のため転用するものです。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

市街化区域内の案件のため、会長専決により平成31年3月5日付けで受理通知書を交付しております。場所は、若基小学校西側の圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 8番委員

市街化区域内に住宅を建設されます。問題ないと思われれます。

### 議 長

意見がないようでしたら報告第10号を終わります。次に、報告第11号農地法第18条の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

### 事務局 報告第11号説明

この件につきましては、貸人の要望による解約です。土地の引き渡しは平成31年3月19日付けで、平成31年3月25日付けで解約通知書を作成しております。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 8番委員

合意解約ですので、問題ないと思われれます。

### 議 長

それでは、意見がないようですので、報告第11号は終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成31年4月2日

署名人

議 長

委 員

委 員